

神戸市市街地再開発事業補助要綱

昭和53年1月19日 市長決定

令和7年8月8日 局長決定

(目 的)

第1条 この要綱は、都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)に基づく市街地再開発事業に関する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、補助金規則、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「交付金交付要綱」という。)、市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱(昭和49年6月5日建設省都再発第77号。以下「交付要綱」という。)及び市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日建設省住街発第47号。以下「補助要領」という。)に定めるところによる。

(補助事業の要件)

第2条の2 補助を受けようとする事業は、交付金交付要綱附属第Ⅱ編、市街地再開発事業費補助(一般会計)採択基準又は市街地再開発事業費等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合するものでなければならない。

(補 助)

第3条 市長は、予算の範囲内において、施行者に対し、次の各号に掲げる補助対象事業に要する費用の額(以下「補助対象額」という。)の3分の1に相当する額を限度として補助するものとする。ただし、再開発準備組織については、第1号アに掲げる補助対象事業に要する費用についてのみ補助することができる。

(1) 調査設計計画

- ア 事業計画作成費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費
- エ 権利変換計画作成費

(2) 土地整備

- ア 建築物除却等費
- イ 仮設店舗等設置費
- ウ 補償費等

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

2 前項の補助対象額は、交付金交付要綱附属第Ⅲ編、交付要綱、補助要領及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目(平成12年3月24日建設省住街発第29号。以下「補助要領等細目」という。)に定めるところにより算出するものとする。

3 交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(2)1イ第5項、同イ-16-(1)第2項、交付要綱第6Ⅰ第5項又は補助要領第5第5項の規定が適用される間、第1項中「3分の1」とあるのは「5分の2」とする。

- 4 第1項の規定に関わらず、神戸市都市空間向上計画に定める都心広域型都市機能誘導区域かつ中心拠点区域内において実施される事業のうち、広域型都市機能誘導施設に係る事業として定める事業にあつては補助対象事業のうち土地整備及び共同施設整備に要する費用については、その2分の1を限度として補助することができる。
- 5 防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）にあつては、前4項に基づき算出された補助金の額に交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)、同イ-16-(18)に基づき算出した額を加えることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 施行者は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式 1)のうち当該年度に行う事業に係るものを作成して、市長に提出しなければならない。

- 2 施行者は、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)が明らかになる場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請があつた場合において、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書(様式 1 の 2)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金交付の決定にあたり、必要な限度において条件を付することができる。
- 3 市長は、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる施行者(以下「税額控除対象施行者」という。)に対し補助金の交付決定を行う場合、第13条第4項、同条第5項及び第16条第3項、同条第4項の規定を条件に付するものとする。

(経費の配分の変更)

第6条 施行者は、補助金交付決定後において、調査設計計画、土地整備及び共同施設整備(以下「事業費」という。)間の経費の配分を変更しようとするときは、経費の配分変更承認申請書(様式 2)により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業費間における流用で、流用先の経費の3割(当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円)以内の変更となるものは、市長の承認を必要としない。

(事業内容の変更)

第7条 施行者は、補助金交付決定後において事業内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

施行者は、次に掲げる変更が生じ、それにより補助事業の内容が変わるときは、事業内容の変更承認申請書(様式3)により、市長の承認を受けなければならない。

ア 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの。

イ 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく工事の程度を著しく変更するもの。

ウ 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割(当該工種別の金額の3割に相当する金額が900万円以下であるときは900万円)を超える変更又は3,000万円を超えるもの。

(2) 補助金の額の変更を生じる場合の変更

施行者は、補助金交付変更申請書(様式4)により、市長の承認を受けなければならない。

(完了期日の変更)

第8条 施行者は、当該事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更承認申請書(様式5)により、市長の承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 施行者は、補助金交付決定後において事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止(廃止)承認申請書(様式6)により、市長の承認を受けなければならない。

(経費の配分の変更等の承認)

第10条 市長は、第6条、第7条第1号又は第9条の申請があった場合において、当該申請を承認すべきであると認めたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第7条第2号の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付変更の決定を行い、その旨を補助金交付変更決定通知書(様式6の2)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第8条の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたときは、完了期日変更の承認を行い、その旨を完了期日変更承認書(様式6の3)により当該申請者に通知するものとする。

4 第5条第2項の規定は前3項の通知について準用する。

(実地検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、施行者に対して必要な指示を行い、報告を求め又は職員をして当該施行地区若しくは施設建築物その他の物件及び設計図等の書類を実地検査させ、必要な指示をすることができる。

(事業遂行状況報告書)

第12条 施行者は、市長から当該事業の遂行状況について報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより事業遂行状況報告書(様式7)を市長に提出しなければならない。

2 事業のうち、建築物除却等工事、仮設店舗等設置工事、施設建築物に係る工事の遂行状況に限り、施行者は、概ね一月ごとに事業遂行報告を市長に提出しなければならない。ただし、この場合、事業遂行状況報告書(様式7)については、現場写真(撮影箇所等を示す図面を含む。)及び工事工程表をもって代えることができる。なお、この工事工程表には当該報告に対応する進捗率が記載されていなければならない。

(実績報告書)

第13条 施行者は、事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、事業完了の日(廃止承認を受けたときを含む。以下同じ。)から起算して1月を経過した日又は事業完了の日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式8)を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、事業が翌年度にわたる場合は、補助金交付決定に係る市の会計年度の3月31日までに年度終了実績報告書(様式9)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 税額控除対象施行者は、第1項の規定による完了実績報告書又は第2項の規定による年度終了実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 税額控除対象施行者は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を確定させ、その金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、

その金額が減じた額を上回る部分の額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式 9 の 2)により速やかに市長に報告しなければならない。

(是正のための措置)

第 14 条 市長は、実績報告書にある事業の成果が、第5条の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件(以下「交付決定の内容等」という。)に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう施行者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、実績報告書にある事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認めたときは、補助事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額いずれか低い額をもって、補助金の交付額を確定し、市街地再開発事業補助金の額の確定通知書(様式 10)により施行者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 16 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付額を確定した場合は、施行者から補助金請求書(様式 11)を徴し、補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、施行者から補助金交付請求書(様式 11)を徴し、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

3 市長は、第 13 条第 5 項の報告を受けた場合、以下の各号の通り取り扱う。

(1) 施行者の補助金の請求前にあつては、第 13 条第 5 項の報告に基づき補助金の額を確定し、施行者に通知する。

(2) 施行者の補助金の請求に基づく市の会計処理がなされた後にあつては、第 13 条第 5 項の報告書第 4 項にある補助金返還相当額について、補助金返還請求書(様式 11 の 3)により施行者に対し返還を請求する。

4 施行者は、市長から前項第 2 号の請求を受けたときは、第 13 条第 5 項の報告書第 4 項にある補助金返還相当額を市に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、第15条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還相当額について、補助金返還命令書(様式 11 の 2)により施行者に対し返還を命ずるものとする。

2 施行者は、市長から前項の命令を受けたときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(仮設店舗等の管理)

第 18 条 施行者は、仮設店舗等を設置したときは、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適切かつ合理的に行うよう務めなければならない。

2 施行者は、仮設店舗等の管理状況を仮設店舗等管理状況表(様式 12)により毎年度末に市長に報告しなければならない。

3 施行者は、仮設店舗等の使用計画期間を経過したときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

4 施行者は、耐用年限前に仮設店舗等を撤去する場合には、同種の事業に継続使用する場合を除き、仮設店舗等の設置に係る補助金のうち、残存価格(補助対象建設費に残存価格率を乗じた額)に補助率を乗じて

得た額を、市長に返還しなければならない。

(維持管理)

第 19 条 施行者は、事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達せられるよう、施設建築物及びその敷地が適切に維持管理されるよう、事業施行に際して必要な措置を講じなければならない。

(書類の様式)

第 20 条 この要綱に定める様式の添付書類について、国又は県が別に定めている場合は、国又は県の定めるものにかえることができる。

(施行細目)

第 21 条 標準処理期間等、この要綱の施行について必要な事項は主管局長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 53 年 1 月 19 日から施行する。

附 則(昭和54年9月1日改正)

この要綱は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則(昭和55年7月18日改正)

この要綱は、昭和55年7月18日から施行する。

附 則(平成3年8月15日改正)

この要綱は、平成3年8月15日から施行する。

附 則(平成7年4月1日改正)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8月11月1日改正)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則(平成14年8月1日改正)

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月15日改正)

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

附 則(平成25年7月1日改正)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月1日改正)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和5年3月15日改正)

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附 則（令和5年11月1日改正）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和7年8月8日改正)

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。